

— 令和5年4月1日からの主な変更点 —

令和5年3月31日まで

区分	主な品目	指定袋等	収集回数
①	もやせる 生ごみ類、プラスチック製品、紙製品、木製品、木くず(少量)など	ピンク色 指定袋・シール	週2回
②	布・ひも類 布団、シート、 衣類、履物、靴 など	ピンク色 指定袋・シール	月1回
③	もやせない 金属付属品、家電製品、 電気カーペット(直接持込)、ライター など ※家電リサイクル法対象品は除く	緑色 指定袋・シール	月1回
④	粗大 自転車、机、家具類、マットレス・ソファ(スプリング無)など	直接奥能登クリーンセンターへ持ち込み※要電話(62-8222)	
⑤	新聞 新聞紙のみ	十文字結束	月2回
⑥	紙パック 牛乳・ジュース・酒類の紙パック	十文字結束	月2回
⑦	その他紙 雑誌、チラシ、包装紙類など	十文字結束	月2回
⑧	ダンボール 間に波形の紙が入ったダンボールのみ	十文字結束	月1回
⑨	空き缶 飲料缶、食品缶など	透明袋	月1回
⑩	ペットボトル ペットボトルのみ	透明袋	月1回
⑪	空きびん 飲料・食品用など	透明袋	月1回
⑫	有害 蛍光灯、乾電池、液が銀色の温度計	透明袋	3ヶ月に1回程度
⑬	埋立 ガラス、陶磁器、 草花・枝類・落葉(少量)、電球、王冠、畳、マットレス・ソファ(スプリング入)、化粧品のびん、使い捨てライター、スプレー缶、電気カーペット、電気毛布(収集) など	緑色 指定袋・シール	月1回

名称変更

変更

新設

表2

令和5年4月1日から

区分	主な品目	指定袋等	収集回数
①	もやせる 生ごみ類、プラスチック製品、紙製品、木製品、木くず(少量)、 衣類・履物・靴、草花・枝類・落葉(少量) など	ピンク色 指定袋・シール	週2回
②	もやせる大型 50cmを超え1m以内のもやせるごみ(プラスチック製品等) 及び布団やシート類・ひも類など	ピンク色 指定袋・シール	月1回
③	もやせない 金属付属品、家電製品、 電球、王冠 など ※家電リサイクル法対象品は除く	緑色 指定袋・シール	月1回
④	粗大 自転車、机、家具類、 畳、マットレス・ソファ(全般) など	直接奥能登クリーンセンターへ持ち込み※要電話(62-8222)	
⑤	新聞 新聞紙のみ	十文字結束	能都・内浦地区： 2ヶ月に3回 柳田地区：月2回
⑥	紙パック 牛乳・ジュース・酒類の紙パック	十文字結束	能都・内浦地区： 2ヶ月に3回 柳田地区：月2回
⑦	その他紙 雑誌、チラシ、包装紙類など	十文字結束	月2回
⑧	ダンボール 間に波形の紙が入ったダンボールのみ	十文字結束	月1回
⑨	空き缶 飲料缶、食品缶など	透明袋	月1回
⑩	ペットボトル ペットボトルのみ	透明袋	月1回
⑪	空きびん 飲料、食品用、 化粧品のびん など	透明袋	能都地区：月2回 内浦・柳田地区： 月1回
⑫	有害 蛍光灯、乾電池、液が銀色の温度計、 充電機(リチウムイオンバッテリー)、ライター(全般)	透明袋	3ヶ月に1回程度
⑬	埋立 ガラス、陶磁器など	緑色 指定袋・シール	月1回
⑭	スプレー缶 カセットガスボンベ、ヘアスプレー、消臭スプレー など	緑色 指定袋	能都・内浦地区： 2ヶ月に1回 柳田地区：月1回

※電気カーペット、電気毛布は直接奥能登クリーンセンターへ持込み



- 1.リデュース…ごみを作らない
- 2.リユース……くり返し使う
- 3.リサイクル…再び資源として使う